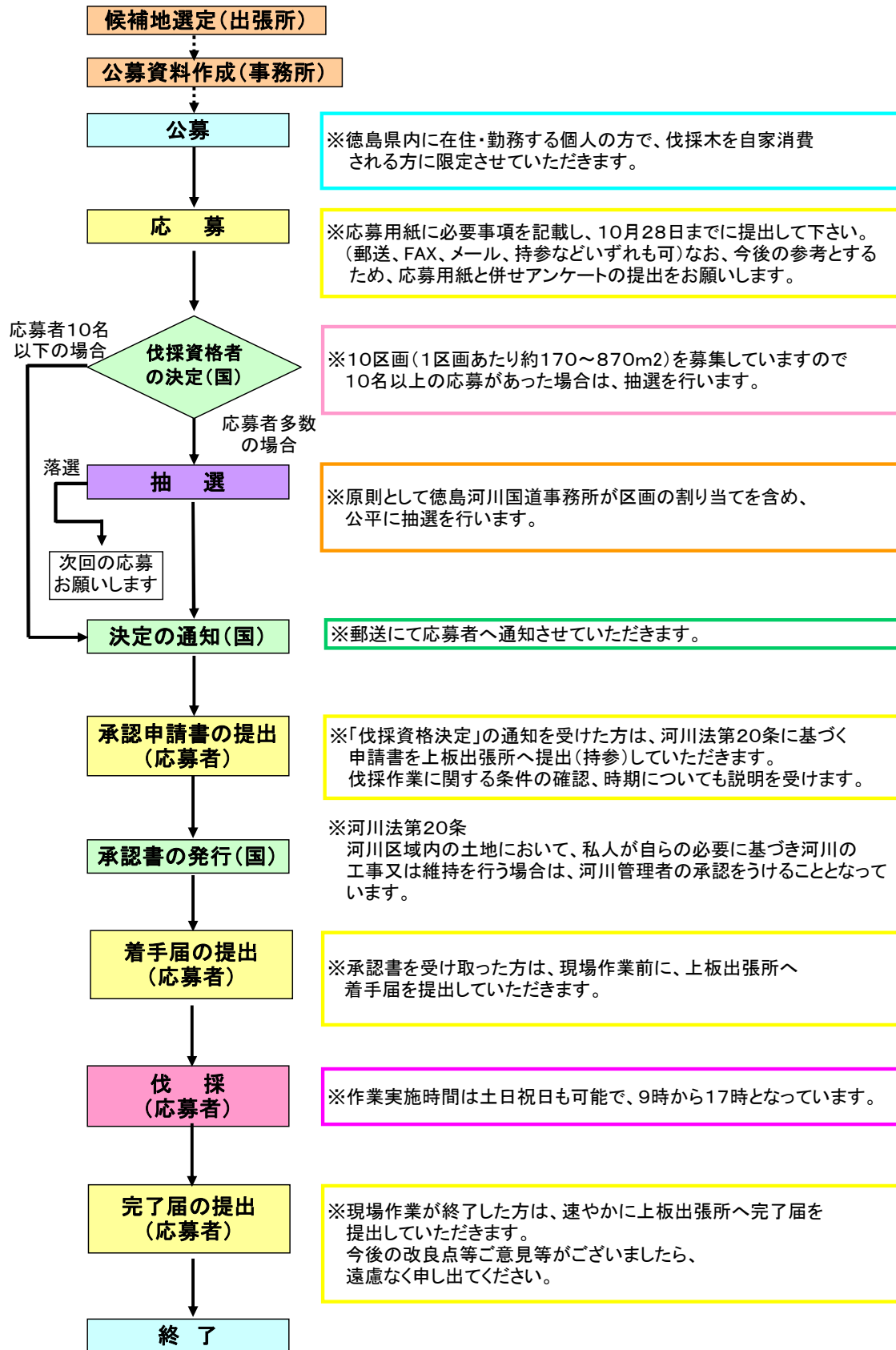


【河道内樹木伐採の公募について】



【留意事項】

- ①応募者はやむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ②承認後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。
その際には原状回復等の処置を求める場合があります。また伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者にご負担いただきます。
- ③公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中断する場合があります。